

令和5年度 第2回議会改革推進会議次第

日時：令和5年9月4日 午後1時～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 議員の請負の状況の公表に関する規程の整備について
- (2) 議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて
- (3) 請願(陳情)者の会議録等における個人情報の取扱いについて

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組について
- (2) IT活用検討委員会の取組について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 議員の請負の状況の公表に関する規程(案)について
- ・資料2-1 議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて
- ・資料2-2 政務活動費収支報告書等閲覧における個人情報の取扱いについて
- ・資料2-3 議会傍聴における個人情報の取扱いについて
- ・資料3 請願(陳情)者の会議録等における個人情報の取扱いについて
- ・資料4 議会広報の充実について
- ・資料5 ペーパーレス会議システムの導入について

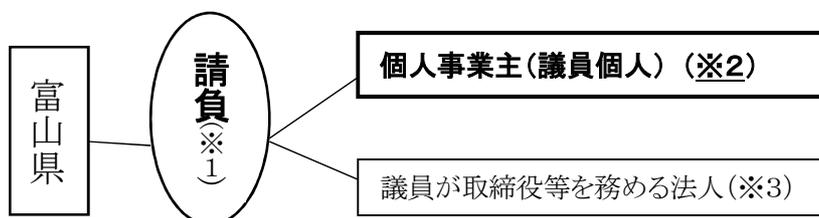
令和5年6月27日配付資料
議会事務局総務課

富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程(案)について

地方自治法の改正(R4.12 成立、R5.3 施行)により、地方議員の請負禁止の緩和が図られ、これまで、議員個人が当該自治体から請負をすることは一切認められていなかったが、改正後は、300万円までの請負が認められることとなった。

上記改正に伴い、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、年度内に規程を整備し、富山県から請負実績がある場合に報告を求めるもの。

1 兼業の禁止（法 92-2 及び政令） ➡ 請負禁止の範囲の明確化・緩和



※1 民法所定の請負のみならず、ひろく業として行われる営利的な取引契約(反復継続的なもの)として、工事の完成、役務の提供、物件の納入など当該公共団体が対価の支払をすべきもの(地自法 92-2)

※2 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が 300 万円を超えない者を除く。

※3 県に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる場合(→判例では県に対する請負量が当該法人の全体業務量の半分以上を超える場合に議員失職のおそれがあるとされる)の当該法人。

2 報告（規程第 2 条） ➡ 個人事業主(議員個人)の請負状況の透明性確保

(1) 報告者

前会計年度中に富山県に請負をした議員

(2) 報告時期

毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間

(3) 報告事項

請負契約ごとに「①契約締結日」「②契約金額」「③対象となる役務、物件等」「④前会計年度に支払を受けた額」及び「⑤ ④の総額の合計額」

3 今後のスケジュール

令和 5 年度内 規程の制定、施行（全国議長会「標準例」をもとに作成）

令和 6 年 6 月 令和 5 年度の請負状況について報告

令和 6 年 7 月 公表（議会HP 及び閲覧）

富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、富山県議会議員（以下「議員」という。）が富山県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における富山県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和5年〇月〇日から施行し、同年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和 5 年 9 月 4 日
議会事務局総務課・議事課

議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについて

1 趣旨

個人情報保護法の改正に伴い、「富山県議会の保有する個人情報保護に関する条例」を制定し、本年 4 月 1 日から施行したところであり、この条例の趣旨を踏まえ、個人情報の取得、保有など取扱いについて、必要な見直しを行うもの。

2 対象事務及び現状等

	事務	取得する 個人情報	保有目的	現状
1	政務活動費収支 報告書等閲覧	閲覧者の 氏名・住所	閲覧者を 特定する ため	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29 からホームページでの公開 ・ 直近 5 年間の閲覧件数は 0 件
2	議会傍聴	傍聴者の 氏名・住所	傍聴整理 のため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年は、議事妨害や迷惑行為が 発生しておらず、秩序維持のため個人を特定する必要性が低い ・ 人数把握のみの利用

3 対応案（詳細は別紙）

（1）政務活動費収支報告書等閲覧

閲覧に際し、閲覧対象文書のみ記載を求める（住所・氏名の記載を求めない）。

（2）議会傍聴

入場に際し、人数のみ記載を求める（住所・氏名の記載を求めない）。

4 今後のスケジュール

今年度中に、政務活動費関係規程及び議会傍聴規則を改正

政務活動費収支報告書等閲覧における個人情報の取扱いについて

本県議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の閲覧希望者に対して、閲覧申込書への氏名、住所の記載を求めているが、①政務活動費の収支報告書等は議会ホームページから誰でも閲覧可能（H29～）であること、②申込書の記載内容について身分証明書による確認等を行っていないことなどから、議会が保有する個人情報保護条例（R4.12）の制度趣旨（必要以上の個人情報を保有しない）を踏まえ、個人情報の取得について、見直しを行うもの。

1 現状

閲覧希望者に氏名・住所を記入した閲覧申込書の提出を求めているが、閲覧件数はここ数年0件

2 他県の状況(現在33件回答済)

収支報告書又は証拠書類をホームページで公開している	28件
上記のうち、氏名・住所を取得している	28件
取得の主な理由：「書類が紛失した場合など、閲覧者を特定するため」	等

3 対応案

収支報告書等は、ホームページで誰でも見られる状況となっていること、本県では職員立ち会いの下で閲覧が行われ、書類の紛失等が想定しがたいことから、今後は政務活動費の閲覧希望者から住所、氏名等は取得しないこととし、富山県政務活動費交付規程を改正する。

<参考>富山県政務活動費交付規程

（収支報告書等の閲覧）

第8条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

5 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、様式第8号による閲覧申込書を提出しなければならない。

申込書から閲覧希望者の住所・氏名の記入欄を削除

議会傍聴における個人情報の取扱いについて

本県議会では、傍聴人に住所、氏名の記入を求めているが、①個人情報の取得の必要性について疑義が寄せられたこと、②近年は議事妨害や迷惑行為などの事案は発生しておらず、秩序維持のため個人を特定する必要性が低く、取得目的の明確な説明が難しいことから、取扱いを変更し、傍聴にあたり住所、氏名を求めないことを検討する。

1 本県の状況

- ・傍聴者名簿（個票）に住所・氏名を記入し、名簿入れ（施錠した箱）に入れてもらう。
※傍聴者入口には常時職員がいないため、名簿記載は徹底できていないのが実情。
- ・傍聴券は必要に応じて交付（席数を超える傍聴人数が見込まれる時など。近年は例なし。）

2 他県の状況

8 府県…住所、氏名の記入を求めない ※令和4年11月本県調査
(39 都道府県は、住所氏名の記載が必要)

(1) 8 府県の状況

傍聴券		該当府県
交付	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>退場時に返還</u>	岩手県、宮城県、秋田県、三重県、大阪府
	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>返還は不要</u>	長野県(数年前に議員の提案により住所・氏名の記載を廃止)
必要がある場合交付	議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行する	滋賀県、和歌山県 (傍聴人の人数把握していない)

(2) 近県の傍聴対応

	現在の取扱い
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・1階総合案内で傍聴券交付 住所・氏名を記入した半券を傍聴入口で回収（守衛又は総務課職員が対応） ・守衛2名が常駐しており、会議開始後、傍聴席内を監視
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席入口で傍聴券交付（一般傍聴対応：1人、報道関係対応：2人） ・傍聴券は複写式で、うち1枚を本人に渡す。残りの1枚は名札入れに入れて首から下げてもらい、帰りに回収。 ・傍聴券の交付・回収は議事調査課、傍聴席の監視は総務課

※必要と認める場合、傍聴券を交付：富山県、滋賀県、和歌山県、奈良県

受付簿に住所氏名記載(本県と同じ)

3 対応案

	メリット	課題・デメリット
案の1 受付票へ記載は人数のみとする	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が可能（人数把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体傍聴との区分け※
案の2 受付票を廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理不要 ・自由な傍聴を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が困難（人数把握ができない） ・常に傍聴券を交付することとした場合、受付人員が必要（1、2人）

※団体傍聴については、傍聴整理のため事前に申込みをしてもらうこととする
なお、これまで定義が不明確であったため5名以上とする

請願（陳情）者の会議録等における個人情報の取扱いについて

請願（陳情）者の氏名及び住所（個人を特定しうる情報）については、近年はマスコミ・傍聴者向け資料やHPには原則掲載しない配慮を行っているものの、会議録に記載され公開情報となっており、本人からは公開により不当な扱いを受けることへの不安も聞かれるため、記載の必要性を勘案し、最低限の記載とすることを検討する。

1 請願（陳情）書への個人情報の記載について

請願は、憲法、請願法等に規定された国民の権利であり、その行使に当たっては、請願法の定めにより氏名及び住所を記載することとされている。陳情もこれに準じる。

2 現行の取扱いと他県議会の状況

(1) 本県議会…議会資料の全て（文書表、審査報告書、会議録）に氏名・住所を記載。

- 記載する目的 ①請願（陳情）者に責任を持たせること
②請願（陳情）者の住所等の情報も含めて審査を行うこと

(2) 他県議会…大多数が本県同様だが、一部では、氏名は資料によっては記載しない、住所は部分記載または記載しない、といった取扱い。

※個人情報保護条例制定を契機として見直しを検討中の議会もある。

【部分記載・不記載】

	氏名	住所
部分記載	—	2 議会 北海道：地番等省略 徳島：市町村名まで
会議録に記載なし	7 議会 ※うち4 議会は審査報告書も記載なし	
議会資料の全てに記載なし	1 議会 奈良	3 議会 福井、奈良、長崎

※R4. 11 月本県調査による。

3 見直し案

・記載の必要性の勘案

請願（陳情）書自体には記載を求め、議員へは請願（陳情）書写も配布するため、上記の目的 ①責任の意識づけ、②審査に要する情報の共有 は、達成される。
文書表及び審査報告書（審議資料）、会議録（＝公開される記録）には、請願（陳情）内容の要旨を記載していることから、請願（陳情）者に関する情報もその概要で差し支えないという考え方もできる。

(案) 文書表、審査報告書、会議録の全てにおいて、原則、次の記載とする。

マスコミ、傍聴者向け資料、HP も同様とする（配付先による相違をなくし混乱を排除）。

- ・氏名：「個人」「団体」「法人」で表記
 - ・住所：市町村名までの表記
- ただし、請願（陳情）者本人が公開を希望する場合は、氏名及び住所を記載。

⇒ 本人の希望がなければ、会議録でも非公開、情報公開の対象外（非開示）

現行の文書表

請 願

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
1	4.2.25	シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書の提出を求める請願 (山崎 宗良) (藤井 大輔)	富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま10階 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会 会長 久世 浩	次の各事項を実現していただくよう、お願いいたします。 1 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書を提出すること。	

現行の審査報告書

請 願 審 査 報 告 書

令和4年3月23日

富山県議会議長 五十嵐 務 殿

議会運営委員長 横山 栄

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
1	4.2.25	シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書の提出を求める請願 (山崎宗良) (藤井大輔)	富山市奥田新町8-1 ボルフアートとやま10階 公益社団法人富山県シルバー人材センター連合会会長 久世 浩	次の各事項を実現していただくよう、お願いいたします。 1 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書を提出すること。	採 択

令和5年9月4日
議会議務局調査課・議事課

議会広報の充実について

1 富山県議会だより「TOYAMAジャーナル」の発行

(1) 発行日	令和5年7月4日(火)	
(2) 配布先	県内高等学校(公私立、特別支援学校など)	約32,000部
	県内各公民館・コミュニティセンター	約7,500部
	議員配布	約7,600部
	県内市町村議会(市町村議員分含む)	約1,300部
	県内図書館	約1,200部
	都道府県議会議務局、関係部局等	約400部
	合 計	50,000部

2 議会広告等の実施

(1) 業務内容

① インターネット広告配信

- ア 広告媒体 TikTok、YouTube、Googleディスプレイ広告
- イ 配信期間 令和5年7月4日(火)から8月3日(木)まで

② デジタルブックの制作・掲載

TOYAMAジャーナルのデジタルブックを制作し県議会HPへ掲載

③ WEBアンケートの実施

議会やTOYAMAジャーナルについてのアンケートを実施

- ア 実施方法 アンケート用WEB画面から回答
- イ 実施期間 令和5年7月4日(火)から10月中旬まで

3 TOYAMAジャーナルPRステッカーの制作

より多くの県民にTOYAMAジャーナルを周知するため、TOYAMAジャーナルのデジタルブックへアクセス可能な二次元コードを印刷したステッカーを制作し全議員へ配付

4 主権者教育の推進

新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生にTOYAMAジャーナルを配付するほか、生徒等の政治参加意識を醸成するため、高校生との意見交換会や議員による出前講座等を行うもの。

(1) 高校生へのTOYAMAジャーナルの配付 「1」のとおり(再掲)

(2) 高校生との意見交換会

「高校生とやま県議会」の委員会活動の場を活用し、高校生との意見交換会を実施

- ① 開催日時 令和5年8月17日(木)14:20～15:30
- ② 開催場所 議事堂 2階大会議室 外
- ③ 参加高校生 県内高等学校等の生徒代表40名
- ④ 参加議員 佐藤議員、尾山議員、光澤議員、大井議員、鍋嶋議員、
瀧田議員、瀬川議員、安達議員、藤井議員、岡崎議員、
川島議員、山崎議員、武田議員、火爪議員、米原議員(15名)

(3) 高等学校での出前講座 10月以降の開催に向けて調整中

(4) 「富山県青年議会」への参加

「富山県青年議会」の合同学習会(調査研究)に対する県議会議員による助言指導

- ① 開催日時 令和5年8月20日(日)13:30～16:20
- ② 開催場所 富山県総合体育センター会議室・大研修室
- ③ 参加青年議員 令和5年7月4日(火)に組織された富山県青年議会40名
- ④ 参加議員 大井議員、鍋嶋議員、瀧田議員、立村議員、谷村議員(5名)

ペーパーレス会議システムの導入について

タブレット端末の導入後、会議資料の共有・閲覧については、無料のファイル共有システムを用い、ペーパーレスにより行ってきたが、議会運営の高度化・効率化を図るため、当初の計画どおりペーパーレス会議システムを導入するもの。

1 IT活用検討委員会での取組状況

(1) IT活用推進に関する主な意見（6/26開催）

- ①もっと簡単にPDF資料にメモを取れるソフトがあるのではないか
- ②個人のスマートフォンで会議資料やスケジュールの確認をしたい
- ③会議資料の準備や会議の進行を効率化し、会議をスマートに開催するためには、ペーパーレス会議システムの導入が必要

(2) ペーパーレス会議システムの操作体験会

- ① 7/17：Smart Discussion、② 7/20：moreNOTE、③ 9/4：SideBooks

2 ペーパーレス会議システム導入におけるメリット（Boxとの比較）

	項目	Box	ペーパーレス会議システム
1	資料のダウンロード	要	不要
2	説明資料の閲覧	手動でファイル表示 (画面同期なし)	画面同期あり（説明画面を自動で閲覧可能）
3	資料(PDFファイル)へのメモ	操作方法が難しい	操作方法が簡単
4	カレンダー機能	無	有（カレンダーに表示された会議名から資料表示が可能）
5	スマートフォン・PCからの接続	不可	可（1つのIDで複数端末からログイン可能）

3 他県での導入状況（R5.1 愛媛県議会調査）※当調査時点で29都道府県議会が導入済み

製品名	件数
SideBooks（東京インタープレイ株）	17
Smart Discussion（キッセイコムテック株）	9
moreNOTE（富士ソフト株）	3

4 導入に係る経費及びスケジュール（案）

(1) 予算額（9月補正予算で対応予定）

令和5年度：364千円（令和6年2月～3月の2カ月分）

※債務負担行為：1,859千円（R⑥～⑦ 24カ月分）

(2) 導入スケジュール

令和5年10月 IT活用検討委員会（仕様・契約方法を決定）

12月 業者決定・契約

6年2月 運用開始（運用前に説明会を実施）